

## 「原爆症認定基準について」

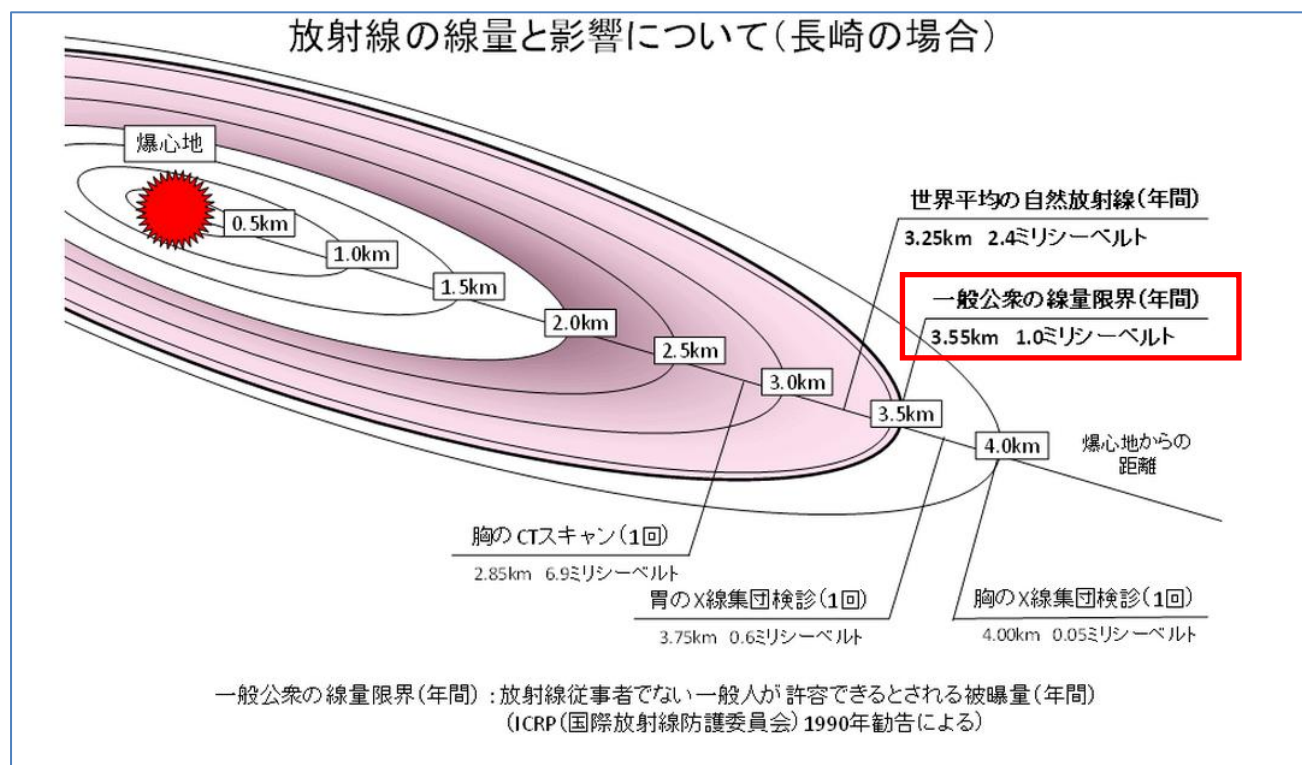
「チェルノブイリ被害調査・救援」女性ネットワーク 吉田由布子 資料

	主なる援護施策改訂の経過（法律名は略称）
1954	ビキニ事件後、原爆被爆者援護へ国が関与すべきとの世論高まる。（戦後何らの支援策もなかった）厚生省に原爆被害対策に関する調査研究連絡協議会設置
1955	<b>原爆訴訟</b> :被爆者 3 名が国を被告として、原爆による損害賠償請求。原爆投下の国際法違反判断求める
1956	衆議院で原爆被爆者の治療に関する決議可決
1957	<b>原爆医療法</b> :手帳交付、手帳所持者への健診と指導、認定疾病への医療費自己負担分無料化（国庫）
1960	<b>特別被爆者制度</b> :2 km以内被爆者 医療費自己負担分無料化（徐々に要件緩和）
1963	<b>原爆訴訟判決</b> :原告敗訴ながら原爆投下の国際法違反、および、国が救済策をとるべきと明示。
1964	上記判決等の影響を受け、第 46 国会の衆参両院で原爆被害者援護強化に関する決議。
1968	<b>被爆者特別措置法</b> :医療特別手当(認定疾病被爆者に対する特別手当) <b>健康管理手当(特別被爆者であって造血機能障害等一定の疾病(7種の障害分類)該当者のうち高齢者、身障者、母子家庭の母)等を国庫負担で支給。</b>
1969	<b>健康管理手当対象疾病追加</b> :水晶体混濁による視機能障害を伴う疾病を支給対象疾患に追加
1974	<b>健康管理手当対象疾病追加</b> :呼吸器機能障害、運動機能障害を追加(高齢者等の要件撤廃) <b>特別被爆者と一般被爆者の区分廃止</b> :全被爆者の一般疾病医療費の自己負担分を無料化。 健康管理手当等の対象を全被爆者に拡大 <b>健康診断特例区域の創設</b> :被爆地域外の周辺地域にいた者にも無料健康診断の実施を開始(長崎)
1978	<b>健康管理手当の支給対象疾患追加</b> :潰瘍を伴う消化器機能障害を追加
1988	<b>全被爆者に対する無料のがん検診実施開始</b>
1995	<b>被爆者援護法</b> 特別手当、健康管理手当、保健手当、介護手当の支給のための所得制限撤廃
2001	厚労省が、原爆症認定の基準に「原因確率」を取り入れる
2002	<b>健康診断特例区域の追加</b> :長崎の爆心地から12km 以内の区域を第二種特例区域として追加
2007	原爆症認定集団訴訟で国の敗訴が続いたことにより、「 <b>原爆症認定審査の在り方に関する検討会</b> 」で審査方針の見直しを論議。(2007 年 9 月より 7 回、12 月に報告書)
2007	与党(自民党、公明党)の原爆被爆者対策に関するプロジェクトチーム報告書:「現実的救済につながっていない今の「原因確率論」を改め・・・新しい認定基準・範囲に即した積極的かつ迅速な認定を行うものとする」
2008	<b>放射線起因性の判断</b> :与党プロジェクトチームの提言に沿い、積極的に認定する範囲 と対象疾病を広げた: <b>範囲拡大</b> :爆心地より 3.5 km以内 <b>対象疾病の追加</b> :放射線起因性が認められる甲状腺機能低下症・慢性肝炎・肝硬変

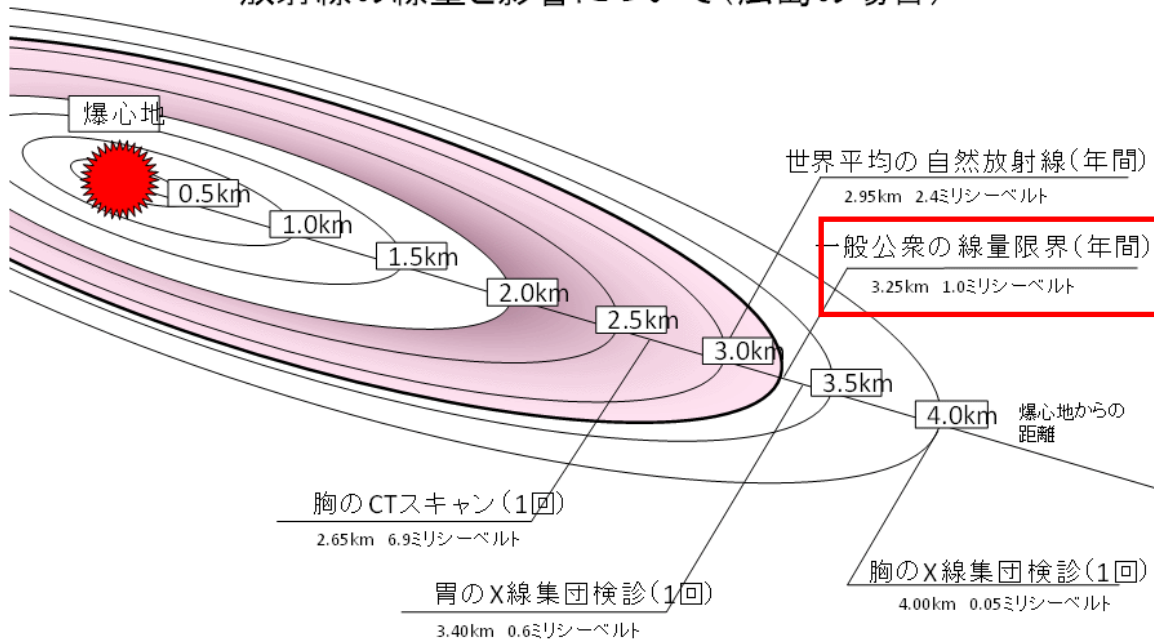
2009	「原爆症認定集団訴訟の終結に関する基本方針に係る確認書」の締結(2009年8月6日、麻生内閣) 「原爆症認定集団訴訟の原告に係る問題の解決のための基金に対する補助に関する法律」成立 (2009年12月9日、鳩山内閣)
2010	菅総理大臣、原爆症認定制度の見直しに言及(2010年8月) (第二次)「原爆症認定制度の在り方に関する検討会」(12月～、被爆者団体や行政からも委員選出)
2011	第2回検討会(1/17)後、東日本大震災、東電福島第一原発事故発生。第3回(3/17)中止。
2013	26回の審議後、2013年12月に報告書(非がん疾患についての認定基準見直し) 心筋梗塞など「非がん」の3疾病から「放射線起因性が認められる」という条件を削除したが、爆心地から被爆地点までの距離の条件は、現行の「約3.5km以内」から「約2km以内」に狭め、白内障は加齢によるものと区別するために「約1.5km以内」とより厳格化。被爆者団体から抗議・批判。

原爆放射線について(厚労省 被爆者援護施策に関するデータ より)

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/genbaku09/15e.html>



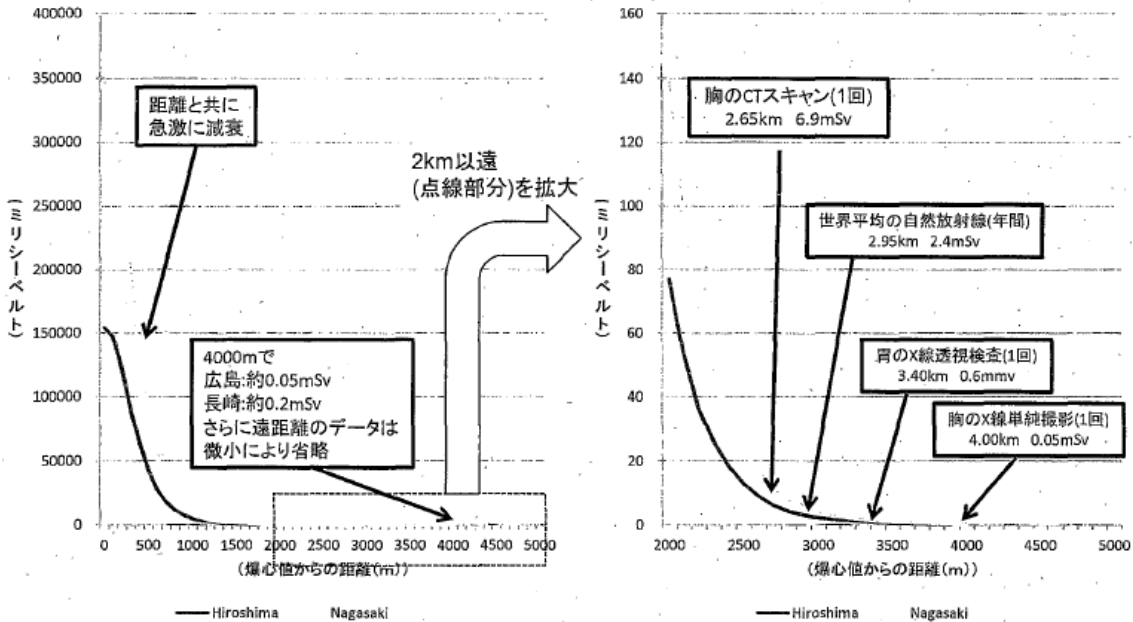
## 放射線の線量と影響について(広島の場合)



一般公衆の線量限界(年間)：放射線従事者でない一般人が許容できるとされる被曝量(年間)  
(ICRP(国際放射線防護委員会)1990年勧告による)

## DS02に基づく爆心地からの距離と直接被曝線量

○ 広島、長崎の原爆被爆者の個人の被曝線量の推定は数度の見直しを経て、現在はDS02 (Dosimetry system 2002) というシステムを用いて推定している。



一般公衆の線量限界(年間)：放射線従事者でない一般人が容認できるとされる被曝量(年間) 6  
(ICRP(国際放射線防護委員会)1990年勧告による)

## 新しい審査の基準（2008年3月）（抜粋）

### 第1 放射線起因性の判断

#### 1 積極的に認定する範囲

- ① 被爆地点が爆心地より約3.5km以内である者
  - ② 原爆投下より約100時間以内に爆心地から約2km以内に入市した者
  - ③ 原爆投下より約100時間経過後から、原爆投下より約2週間以内の期間に、爆心地から約2km以内の地点に1週間程度以上滞在した者
- から、放射線起因性が推認される以下の疾病についての申請がある場合については、格段に反対すべき事由がない限り、当該申請疾病と被曝した放射線との関係を積極的に認定するものとする。
- ① 悪性腫瘍（固形がんなど）
  - ② 白血病
  - ③ 副甲状腺機能亢進症
  - ④ 放射線白内障（加齢性白内障を除く）
  - ⑤ 放射線起因性が認められる心筋梗塞
  - ⑥ 放射線起因性が認められる甲状腺機能低下症（2009年6月追加）
  - ⑦ 放射線起因性が認められる慢性肝炎・肝硬変（2009年6月追加）

※政府は3.5km付近での被ばくを約1mSvと推計していることを示しているが、その推定自体が被ばく量の過小評価（外部被ばく自体の過小評価と内部被ばくの無視）であるという批判はずっと続いている。また実際には距離であてはめており、認定基準として「1mSv」という被ばく量を明確に打ち出しているわけではない。

※この新しい審査方針案を審議・了承した厚労省の原子爆弾被爆者医療分科会議事要旨（2008年2月25日）では、原爆被爆者に限定するとの認識のうえで、他の戦争犠牲者との公平性への配慮とともに、「様々な分野において放射線に被曝し、疾患が起こる可能性や、放射線診療による医療被曝の結果で、2次がんが発生するといった可能性もあるが、原爆症認定に係る審査の方針がそのような他の分野に影響を及ぼさないかという懸念」が委員から述べられている。

新認定基準は非がん疾患を追加するなどしたが、それまで認定証裁判で司法が認定すべきとした心筋梗塞などの非がん疾患の9割近くの認定申請を却下するなど、司法と行政の判断の乖離が存在し続けた。そのため「認定制度の在り方」についての再検討が始められ、2013年に「まとめ」が出されたが、被爆者団体の訴えは反映されなかった。今もその状態は続いている。

2013年12月4日

（第2回）原爆症認定制度の在り方検討会報告書まとめ

報告書 <http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/0000031483.htm>

<http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-10901000-Kenkoukyoku-Soumuka/0000031482.pdf>

### 骨子（非がん疾患についての認定基準の見直し）

心筋梗塞など「非がん」の3疾病から「放射線起因性が認められる」という条件を削除。一方、爆心地から被爆地点までの距離の条件は、現行の「約 3.5km 以内」から「約 2km 以内」に狭め、白内障は加齢によるものと区別するために「約 1.5km 以内」とより厳格化した。

参考：

被ばく関連対象疾病比較表（原爆被爆者とチェルノブイリ・ウクライナ）

ウクライナ資料は OurPlanetTV 白石さん入手資料より

原爆被爆者（被爆者健康手帳所有者は、ほぼ全疾病につき保険診療費は国が補てん） 健康管理手当(月33,800円)の支給対象疾病 (①-⑦68年、⑧69年、⑨⑩74年、⑪78年導入。 74年：年齢要件等撤廃)	チェルノブイリ原発事故による放射線や他の要因により被災した成人住民に生じる可能性のある疾病リスト  成人疾病リスト
① 造血機能障害を伴う疾病 (再生不良性貧血、鉄欠乏性貧血など)	血液と造血器官の疾病(再生不良性貧血、鉄欠乏性貧血、紫斑、血小板減少症、無顆粒球症など)
② 肝臓機能障害を伴う疾病(肝硬変など)	慢性肝炎
③ 細胞増殖機能障害を伴う疾病 (悪性新生物など)	全ての器官、系に生じた悪性新生物(悪性腫瘍)脳や他の神経系に生じた良性腫瘍
④ 内分泌腺機能障害を伴う疾病 (糖尿病、甲状腺機能低下症など)	甲状腺疾患(甲状腺機能低下症、甲状腺炎) 他の内分泌腺疾患(糖尿病)
⑤ 脳血管障害を伴う疾病 (くも膜下出血、脳出血、脳梗塞など)	脳関連疾患(くも膜下出血、脳内出血など)
⑥ 循環器機能障害を伴う疾病(高血圧性心疾患、慢性虚血性心疾患など)	循環器系疾患(高血圧、冠動脈疾患、他の心疾患)
⑦ 腎臓機能障害を伴う疾病(慢性腎炎、慢性腎不全など)	
⑧ 水晶体混濁による視機能障害を伴う疾病(白内障)	白内障
⑨ 呼吸器機能障害を伴う疾病(肺気腫、慢性間質性肺炎、肺線維症など)	呼吸器疾患(慢性閉塞性肺疾患、および類似の症状)
⑩ 運動器機能障害を伴う疾病(変形性関節症、変形性脊椎症など)	
⑪ 潰瘍による消化器機能障害を伴う疾病(胃潰瘍、十二指腸潰瘍など)	消化器疾患(食道、胃、十二指腸の疾患)
	脳の器質的損傷による精神障害(一過性または慢性精神疾患、人格障害)
	神経系と感覚器の疾病(遺伝性神経変性疾患、他の脊髄疾患)、中枢神経系の他の疾病